

部活動規定

第1条 (目的)

学年、学級の枠を離れて興味、趣味、関心を同じくする同好の生徒で組織し、自発的に共通の興味、趣味、関心を追求する。又、より良い人間関係をつくり、心技体ともに充実した豊かな人間性の育成を目指す。

第2条 (意義)

- 1：個性の伸張及び余暇善用の生活態度・習慣の形成。
- 2：協力心、責任感などの社会的資質の形成。
- 3：技術習得とその向上発展。
- 4：健康の推進と体力の一層の向上。(運動部)
- 5：情緒豊かな心を養う。(文化部)

第3条 (位置づけ：新学習指導要領 第1章 総則—第4—(13)を受けて)

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育活動との関連が図られるよう留意すること。

第4条 (運営方針)

- 1：部活動の教育的意義を十分に理解させ、部員が相互に協力し、楽しく豊かな活動が展開されるようにする。
- 2：顧問教師の配置にあたっては、希望を考慮のうえ、学校長が委嘱する。
- 3：部活動の事故について
安全管理・指導については、各顧問教師はもちろん、学校教育活動全体の中で充分配慮して行うが、事故や災害が活動中、試合中、引率中、下校中その他に発生した場合、その責任において日本体育学校保健センター法及びスポーツ傷害保険の保証範囲内で行い、顧問教師に責任を負わさない。また、判断に困るケガなどがあった場合は消防署へ連絡をして判断してもらう。
- 4：部顧問会、キャプテン会を必要に応じて持ち、部活動の運営、改善に努める。
- 5：各部保護者会を必要に応じて持ち、部員の健全育成を目指すと共に、保護者・教師の連携を密にする。
- 6：本校教師以外の指導者を置く場合は、学校長及び部顧問会の承認を得る。

第5条 (組織)

- 1：運営責任者・・・学校長
- 2：部育成会長・・・PTA
- 3：部活動運営委員会
- 4：部顧問会(不定期開催)
- 5：各部保護者会(会長、副会長、会計、配車係)
- 6：部長会

第6条 (運営)

- 1：部活動は、生徒から部費を徴収して活動費にあてる。
- 2：部活動費(年間)5,000円一括で徴収する。(各部の顧問・副顧問で管理)
但し、3年生は3,000円とする。
※ 部によっては更に臨時徴収することもある。

第7条 (入部)

- 1：入部に際しては、保護者の賛同を得て入部願いを担任を経て各部の顧問に提出する。
- 2：転部・再入部については、各部顧問の承認を得て、入部退部願いをそれぞれの顧問に一緒に提出する。

第8条 (退部)

- 1：身体的、家庭的、その他やむを得ない理由で退部するときには、部顧問とよく相談して保護者と連署のうえ、退部願いを部顧問に提出する。
- 2：学校や部の規則を守らず、顧問の指導に従わない者は部顧問、保護者との相談の上で進退を決定する。

第9条 (部活動時間)

- 1：部活動の時間は学級・学年・学校行事を優先して設定することとし、次の通りとする。
{ 2月～9月}・・・帰りの会終了15分後～18時30分終了(18時45分完全下校)
{ 10月～1月}・・・帰りの会終了15分後～18時00分終了(18時15分完全下校)
{ 早朝練習}・・・7時00分～7時50分まで(学業、健康面に配慮)

※8時5分までには教室に行き、8時10分には読書を開始する。

※ 完全下校時間の運用は、日没等の条件により弾力的に運用できるものとする。

※下校放送に関しては各部のキャプテン、部長が週輪番制で行う。(完全下校15分前からCDを流す)

2: 休憩時間の練習は禁止する。(ミーティングは認める)

3: 毎週水曜日(朝練も含む)と原則毎週土日のいずれかの休業日を設定する。

※ 大会が両日とも重なった場合は、翌日の月曜日を休みとする。

4: 休日、祝祭日、長期休業の練習時間は次の通りとする。(1日を通しての練習は原則不可)

練習を行う場合は、顧問か教師が必ずつく。(コーチだけでは認めない)

顧問がつかない場合は、顧問の指示に基づいて指導者の監督の下で活動することは可能である。

早朝練習に関しても、必ず顧問教師がつくこと。

活動時間は午前8時～各月に該当する活動時間までとする。

夏休みの練習時間は次の通りとする。

陸上練習 午前8時～10時

その後一般の部活動 午前10時30分～各月に該当する活動時間までとする。

5: 下校時間、部室の使用時間は厳守する。(悪い場合には部顧問会をもって部活動停止にすることもある)

6: 下校時間の生徒への声かけは、担当部活動顧問及び教師が責任を持って行う。

7: 正・副部長は毎日顧問か教師と連絡を取り、練習その他について指示を受けて活動計画に従って自主的に活動する。

8: 他校との練習試合は顧問か教師の引率の下、校長の許可を得て行う。(校外活動計画を提出する)

9: 定期テスト・実力テストの5日前からは、活動を中止する。(朝練も含む)但し、各種大会、吹奏楽連盟主催の大会及び九州・全国大会派遣が1週間以内に控えている場合は、保護者会、学校長の許可を得て活動できる。テスト休み5日間のうち2日(ケガ等の配慮のための活動)は1時間程度とする。

10: 毎月の第三日曜日「家庭の日」はすべての部活動を休みとする。

第10条(部活動の停止)

1: 校則や活動のきまり等を犯したとき

2: 練習時間や下校時間、帰宅時間が守れず、迷惑をかけたとき。

3: 部顧問会を持って校長判断のもと部の停止を行う。顧問は部員の改心の指導にあたる。

第11条(部活動の心得)

1: いつも動作は機敏に時間のけじめをつける。

2: はじめと終わりの時間を厳守する。

3: 礼儀作法を身につける。

(1) 明るく元気なあいさつ。

(2) 清潔感のある身だしなみ。

(3) はきはきした応答、丁寧な言葉使い。

4: 施設・用具を大切に使う

(1) 運動場、体育館、部室などは心身を研ぐところ。

(2) 用具の保管はきちんで行う。

5: 部活動と学業及び学校生活の両立させるように努力する。

(真剣な授業態度・望ましい生活態度)

6: 部活動入部期間は原則として1年間とする。(3ヵ年継続が望ましい)

7: 早朝練習は家庭で朝食をしっかりと摂る。食べ物の校内への持ち込みは認めない。

8: 下校の際は、校則に準ずる。但し、靴下に関してはその限りではない。

(早朝練習、土日の登下校については部着を認める)

9: 登下校は買い食いやたむろはしない。活動終了後は速やかに帰宅する。

☆常設の部活動

(運動部系)

- ・野球部・サッカー部・男子ソフトテニス部・女子ソフトテニス部・男子バスケットボール部・女子バスケットボール部・女子バレーボール部
- ・男子卓球部・女子卓球部

(文化系)・吹奏楽部・美術部 (その他)・剣道・空手・水泳・相撲・陸上競技・駅伝

(中体連主催大会においては、引率顧問を体育科の職員で調整し決定する)